

身体障害認定分科会について

身体障害認定分科会は、疾病・障害認定審査会令（平成12年政令287号）第5条の規定により、「身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）の規定により審査会の権限に属させられた事項を処理すること」とされている。

身体障害者福祉法施行令の規定において、

- ① 都道府県、指定都市並びに中核市が身体障害者手帳の交付事務を行うにあたり、申請者の障害が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない
- ② 地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその状態が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当するか否かについて疑いがある場合に、身体障害者福祉法施行令第5条第2項の規定に基づき、各都道府県知事より厚生労働大臣あてに認定を求めることができる
- ③ この求めがあった場合には、同条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣は疾病・障害認定審査会に諮問を行う

こととされている。

また、自治体が手帳交付事務を行う際のガイドライン（技術的助言）である身体障害認定基準等の改正等についても、必要に応じて医学的・専門的見地から審議を行っている。

（参考）

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）（抄）

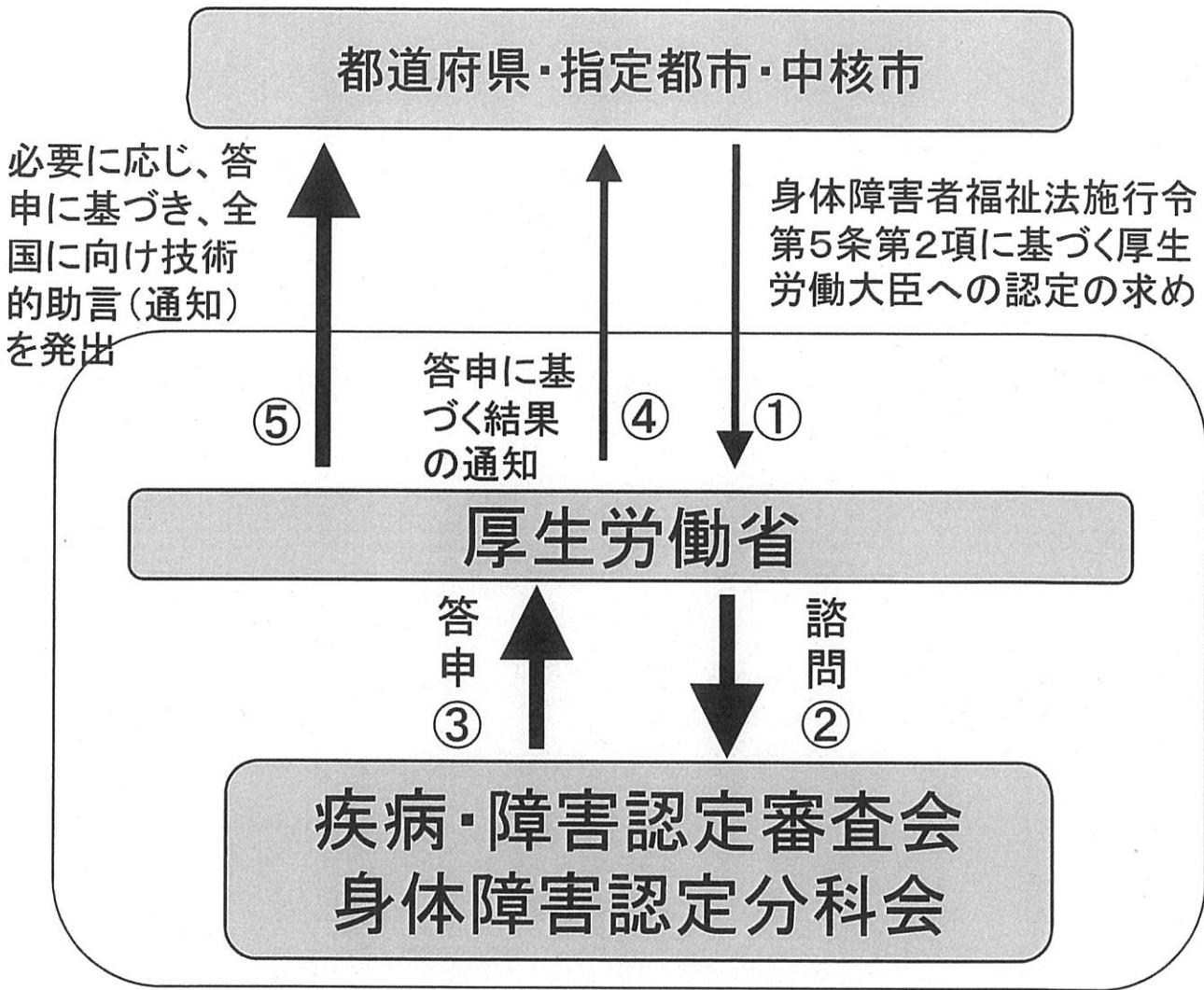
（障害の認定）

第五条 都道府県知事は、法第十五条第一項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生労働大臣に対し、その認定を求めなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを疾病・障害認定審査会に諮問するものとする。

身体障害認定分科会の役割と活動について



○これまでの審議状況

開催日	答申等の状況
第1回(H14.2.5)	答申:3件
第2回(H14.11.12)	答申:なし 認定基準改正に係る検討
第3回(H16.2.5)	答申:1件
第4回(H21.9.11)	答申:なし 認定基準改正に係る検討
第5回(H25.11.11)	答申:なし 認定基準改正に係る検討
第6回(H26.12.15)	答申:なし 認定要領等改正に係る検討
第7回(H27.12.9)	答申:なし 認定基準等改正に係る検討

身体障害者手帳制度の概要

1 概要
身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

根拠：身体障害者福祉法第15条

2 交付対象者
身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類(いすゞれも、一定以上で永続することが要件とされている)

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

3 障害の程度
法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

4 交付者数(平成27年度末現在)
5,194,473人(1級:1,619,482人、2級:789,253人、3級:881,152人、4級:1,261,381人、
5級:320,006人、6級:323,199人)

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		体				自由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能の障害			
		聴覚障害	平衡機能障害	上肢	下肢	体幹	不自由	肢	体	不自由	肢	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能の障害
1級	両眼の視力(万国式試験表)をいい、漏溝折疊常のある者に、屈折異常に正規について測ったものと、その和が0.01以下(。)の和が0.01以下のもの	1 両上肢の機能を全麻したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全麻したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能を上肢機能により坐していることできないものの 2 上肢を手関節以上で欠くもの	心臓の機能障害により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能障害により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能障害により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能障害により自己の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能がほんどのものが不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能がほんどのものが不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能がほんどのものが不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能がほんどのものが不可能なもの	
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼によれば、大視野について機能率による損失率が95パーセント以上のもの	1 両耳の聽力レベルがそれぞれ100デシベル以上上のもの(両耳全ろう) 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼によれば、大視野について機能率による損失率が95パーセント以上のもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上腕を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全麻したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 3 一上腕を立上がり立ち上がることが困難なものの 4 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なものの 2 体幹の機能障害により立上がり立ち上がることが困難なものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 3 一上腕を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全麻したものの	心臓の機能障害により歩行が困難なものの 2 心臓の機能障害により立上がり立ち上がることが困難なものの	呼吸器の機能障害により歩行が困難なものの 2 呼吸器の機能障害により立上がり立ち上がることが困難なものの	小腸の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるものの	肝臓の機能障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるものの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能が著しく制限されるものの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能が著しく制限されるものの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能が著しく制限されるものの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能が著しく制限されるものの	
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 丗眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼によれば、大視野について機能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聽力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ、大声語を理解し得ないものの)	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 丗眼のおや指及びひとさし指を欠くものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全麻したものの	1 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 2 下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一上肢の機能を全麻したものの 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全麻したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なものの 2 体幹の機能障害により歩行が困難なものの 3 一上肢の機能障害により歩行が困難なものの 4 一上肢のすべての指を欠くものの 5 一上肢のすべての指の機能を全麻したものの	心臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 2 心臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 3 心臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 4 心臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 5 心臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの	呼吸器の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 2 呼吸器の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 3 呼吸器の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 4 呼吸器の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 5 呼吸器の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの	小腸の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 2 小腸の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 3 小腸の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 4 小腸の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 5 小腸の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 2 肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 3 肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 4 肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの 5 肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能が著しく制限されるものの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能が著しく制限されるものの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能が著しく制限されるものの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫能が著しく制限されるものの		

級別	聴覚又は平衡機能の障害		不自由の原因				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこうまたは肝臓の機能の障害				ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫能障害		
	聴覚障害	聴覚障害	上肢	下肢	体幹	上肢機能	心臓機能障害	心臓機能障害	呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫能障害	
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれ10度以内のもの	音声機能、言語機能又はしゃべり機能の障害	1 両耳の聽力レベルが80デシベル以上以下のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の量良い語音明瞭度が50パーセント以下のもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全麻したものの機能の著しい障害 3 一上肢の肩関節の肘関節のうち、いずれ一関節の機能を全麻したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全麻したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全麻したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全麻したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の股関節の膝関節のうち、いずれ一関節が機能の著しい障害 5 一下肢の股関節の機能を全麻したものの機能を全麻したものが健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	不随意運動・失調等による上肢の機能を全麻したものの日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ばうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	平衡機能の著しい障害				1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節又は手関節のうち、いずれ一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全麻したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	平衡機能の著しい障害	1 両下肢の股関節又は膝関節の足関節の機能を全麻したものの機能を全麻したものが健側に出して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	不随意運動・失調等による上肢の機能を全麻したものの日常生活活動の支障のあるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能を全麻したものの日常生活活動の支障のあるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能を全麻したものの日常生活活動の支障のあるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能を全麻したものの日常生活活動の支障のあるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能を全麻したものの日常生活活動の支障のあるもの

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		肢		体		不自由		原因		心臓じん臓苦しくは呼吸器しくは肝臓の機能の障害		
		音声機能又はしゃべり機能の障害	平衡機能障害	上肢	下肢	体幹	上肢機能	下肢機能	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	小腸機能障害	ほうこう又は直腸の機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下、その他のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聽力レベルが70デシベル以上、他のもので、両耳の聽力の和が50デシベル以上、他個耳の聽力レベルが50デシベル以上以上のもの 2 一側耳の聽力レベルが90デシベル以上、他個耳の聽力レベルが50デシベル以上以上のもの	1 一上肢のおやぢの機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全部したもの	1 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全部したもの	1 乳幼児期以前の非進歩性の脳病変による運動機能障害 2 移動機能	不随意運動による運動機能障害 不随意運動による運動機能の劣るものの	不随意運動による運動機能の劣るものの	不随意運動による運動機能の劣るものの	不随意運動による運動機能の劣るものの	不随意運動による運動機能の劣るものの	不随意運動による運動機能の劣るものの	不随意運動による運動機能の劣るものの	不随意運動による運動機能の劣るものの
7級				1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手筋の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び6一上肢のなか指を欠くもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一上肢の手筋の機能の軽度の障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び6一上肢のなか指を欠くもの	1 上肢に不随意運動を有するもの 2 下肢に不随意運動を有するもの	上肢に不随意運動を有するもの	下肢に不随意運動を有するもの	下肢に不随意運動を有するもの	下肢に不随意運動を有するもの	下肢に不随意運動を有するもの	下肢に不随意運動を有するもの	下肢に不随意運動を有するもの	

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。

2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。

3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。

4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

5 「指の機能障害」とは、対抗運動障害をいい、おや指については、おや指に欠くものとする。

6 上肢又は下肢骨損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより)計測したものとし、下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものとし、

7

疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会(第7回)	
平成27年12月9日	資料1-1

肝臓機能障害の認定基準に関する検討会 報告書

肝臓機能障害の認定基準に関する検討会
平成27年9月29日

目 次

はじめに	3
1. これまでの経緯	4
2. 肝臓機能障害認定基準の評価	4
3. 肝臓機能障害の認定基準の見直しの方向性	6

はじめに

「肝臓機能障害の認定基準に関する検討会」は、身体障害者福祉法における身体障害として位置づけられている肝臓機能障害の認定基準について、実際に見合ったものかどうかを検討するため、平成27年5月に設置された。

本検討会では、肝硬変患者の生命予後に関する研究結果の検討、関係団体へのヒアリング、自治体に対する肝臓機能障害者についての調査、肝臓機能障害患者のQOLに関するデータの検討などを行い、4回にわたり議論を行ってきた。

今般、その検討結果がまとめたため、ここに報告する。

1. これまでの経緯

○ 肝臓機能障害の認定について

- ・ 平成 22 年 4 月より肝臓機能障害が身体障害認定の対象となる。
- ・ 現行の認定基準の考え方
 - ① 血液検査等の値に応じた点数による国際的な肝臓機能障害の重症度分類 Child-Pugh (チャイルド・ピュー) 分類における 3 段階 (A・B・C) のうち、最重度のグレード C に該当する患者が対象。
 - ② これに日常生活の制限の程度も勘案して、1～4 級を認定。
- ・ 平成 25 年度末時点の肝臓機能障害の認定者数
合計 6,787 人 (1 級 5,672 人、2 級 627 人、3 級 317 人、4 級 171 人)
- ・ 患者団体からは「現行の認定基準 (Child-Pugh 分類 C) は厳しすぎ、Child-Pugh 分類 B の患者であっても、日常生活の制限が長期間続いている実態がある」との意見がある。
- ・ 平成 26 年度の厚生労働科学研究費補助金「障害認定の在り方に関する研究」にて、分担研究「肝硬変患者の生命予後の検討」を実施。
- ・ 平成 27 年 5 月、厚生労働科学研究の研究結果を踏まえて検討を行うため、「肝臓機能障害の認定基準に関する検討会」を開催。

2. 肝臓機能障害認定基準の評価

○ 肝硬変患者の実態と生命予後について

※平成 26 年度 厚生労働科学研究費補助金「障害認定の在り方に関する研究」分担研究「肝硬変患者の生命予後の検討」より

- ・ Child-Pugh 分類 C 患者の 3 年目の累積生存率は 30.7% と低く、本認定基準の対象者の約 7 割が 3 年以内に死亡していた。
- ・ Child-Pugh 分類 B の患者の 51.3% は、3 年後に死亡または Child-Pugh 分類 C に移行するなどして、悪化していた。
※Child-Pugh 分類 B の患者の 3 年後の状況

B→死亡 : 30.8%、B→C : 20.5%、B→B : 35.9%、B→A : 12.8%

- ・現行の認定基準をこのまま継続した場合、その福祉サービスを受給できる期間および対象者は限定的と考えられた。
- ・Child-Pugh 分類BとCの病態は、基本的には不可逆的であり、その中からChild-Pugh 分類Aにまで改善する例は少ないと考えられた。

○ 肝臓機能障害の認定と障害福祉サービスの利用状況について

※指定都市、中核市のうち12市の調査（平成27年6月 厚生労働省調べ）

- ・肝臓機能障害で新規に身体障害者手帳を交付された者のうち、1級認定者の約6割が肝臓移植を受けたことによる認定であった。
- ・肝臓機能障害者の身体障害者手帳の認定期間（保有期間）について、平成22年度に交付を受けた者のうち、交付から死亡までの平均期間は、肝臓移植を受けていない者は約300～500日間であった。また、平成22年度から平成26年度までで、肝臓移植を受けていない者の死亡割合は、認定等級に関わらず、約60%であった。
- ・肝臓機能障害で認定を受けた者のうち、障害福祉サービスを利用する人の割合は約1.9%であった。また、年間一人あたりの障害福祉サービスの利用平均額は89万9千円であった（肝臓機能障害で必要とされるサービスとは関連性が低いと思われる共同生活援助および補装具代を除く）。
- ・肝臓機能障害で認定を受けた者が利用する障害福祉サービスは、主に居宅介護、就労支援、障害児通所支援であった。

○ 肝炎疾患患者のQOLについて

※平成25年度 厚生労働科学研究費補助金「ウイルス性肝疾患に係る各種対策の医療経済評価に関する研究」等より

- ・QOLを測る指標（SF-36スコア）について、身体機能、日常役割機能（身体）、全体的健康感、活力、社会生活機能、日常役割機能（精神）に関しては、Child-Pugh分類Bの患者の方が慢性肝炎およびChild-Pugh分類Aの患者より有意に低下していたことが示されている。
- ・Child-Pugh分類Bの患者のEQ5D効用値（健康が1.0、死亡が0）は

0.5～0.6となっており、リハビリが必要な他疾患と近い値となっている（例：関節リウマチ0.8、透析実施者0.75、脊髄損傷（退院時）0.62、脳卒中後のリハビリ実施者0.5）。

3. 肝臓機能障害の認定基準の見直しの方向性

○ 基本的考え方

- ・Child-Pugh分類Bの患者は同分類Cの患者と同様に、その病態が基本的に不可逆的であり、Child-Pugh分類Aにまで改善する例は少ないことから、長期の療養を要すると考えられる。
- ・Child-Pugh分類Bの患者のQOLはChild-Pugh分類Aの患者よりも低く、日常生活において相当程度の制約があり、障害福祉サービスなどの支援を必要としている例もみられる。
- ・他の障害認定とのバランスについても、非代償性肝硬変患者のQOLについて、SF-36スコアやEQ5D効用値のデータを勘案すれば、Child-Pugh分類Bは、他の内部障害と同様に日常生活に相当程度の制約があると考えられる。
- ・以上のことから、肝臓機能障害の認定基準として、Child-Pugh分類Bの患者についても肝臓機能障害の認定の対象とする等の見直しを行うことが適当である。

○ 具体的な認定基準について

- ・国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の3段階（A・B・C）において、分類Bは評価項目の点数の合計が「7～9点」とされており、これを細分化することは適当ではないと考えされることから、分類B（7点以上）を対象とする。
- ・現行の1級および2級においては、日常生活の制限の程度を測る指標として、Child-Pugh分類の評価項目のうち「血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点」とされているが、
 - ▶ Child-Pugh分類Bの患者を新たに認定対象とすること
 - ▶ SF-36やALBI-Gradeによる患者のQOL等の評価

▶ 腹水や肝性脳症の状態は患者のQOLと密接に関連すること等を勘案し、この指標については「肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上」とすることが適当である。

※Child-Pugh 分類

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度（I・II）	昏睡（III以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dl超	2.8~3.5 g/dl	2.8g/dl未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg/dl未満	2.0~3.0 mg/dl	3.0 mg/dl超

A: 5~6点 B: 7~9点 C: 10~15点

・各等級における日常生活活動の制限を示す項目（a～j）の該当数については、肝臓機能障害による日常生活活動の制限の状態について、他の障害とのバランスも考慮した上で設定されているものであり、現段階では、これを見直すべきとする新たな知見が得られていないことから従前通りとすることが適当である。

※ 身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

級 別	肝 臓 機 能 障 害
1 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

※ 現行の基準

[1級] 次のいずれにも該当するものをいう。

- (ア) Child-Pugh 分類の合計点数が10点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連續して2回以上続くもの。
- (イ) 次の項目（a～j）のうち、5項目以上が認められるもの。
 - a 血清総ビリルビン値が5.0 mg/dl以上
 - b 血中アンモニア濃度が150 µg/dl以上

- c 血小板数が $50,000/\text{mm}^3$ 以下
- d 原発性肝がん治療の既往
- e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往
- f 胃食道静脈瘤治療の既往
- g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染
- h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある
- i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
- j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある

[2級] 次のいずれにも該当するものをいう。

- (ア) Child-Pugh分類の合計点数が10点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
- (イ) 上記項目(a～j)のうち、aからgまでの1つを含む3項目以上が認められるもの。

[3級] 次のいずれにも該当するものをいう。

- (ア) Child-Pugh分類の合計点数が10点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
- (イ) 上記項目(a～j)のうち、aからgまでの1つを含む3項目以上が認められるもの。

[4級] 次のいずれにも該当するものをいう。

- (ア) Child-Pugh分類の合計点数が10点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
- (イ) 上記項目(a～j)のうち、1項目以上が認められるもの。

○ 再認定について

Child-Pugh分類Bの状態にある患者を認定する場合、一部に状態が改善する事例も想定されること、さらに、今後、C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎や代償性肝硬変について、新薬による影響も踏まえる必要があることから、Child-Pugh分類Bで認定された者については、1年以上5年以内に再認定を求ることとする。

○ 以上を踏まえた肝臓機能障害の新たな認定基準は、「別添」のとおりである。

肝臓機能障害の認定基準に関する見直し案（新旧）

改正（案）	現行
<p>ア 等級表1級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh分類の合計点数が<u>7</u>点以上であって、<u>肝性脳症</u>、<u>腹水</u>、<u>血清アルブミン値</u>、<u>プロトロンビン時間</u>、<u>血清総ビリルビン値</u>の項目のうち<u>肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの</u>。</p> <p>(イ) 次の項目（a～j）のうち、5項目以上が認められるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 血清総ビリルビン値が5.0 mg/dl以上 b 血中アンモニア濃度が150 µg/dl以上 c 血小板数が50,000/mm³以下 d 原発性肝がん治療の既往 e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往 f 胃食道静脈瘤治療の既往 g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染 h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある <p>イ 等級表2級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh分類の合計点数が<u>7</u>点以上であって、<u>肝性脳症</u>、<u>腹水</u>、<u>血清アルブミン値</u>、<u>プロトロンビン時間</u>、<u>血清総ビリルビン値</u>の項目のうち<u>肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの</u>。</p> <p>(イ) ア(イ)の項目（a～j）のうち、aか</p>	<p>ア 等級表1級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh分類の合計点数が<u>10</u>点以上であって、<u>血清アルブミン値</u>、<u>プロトロンビン時間</u>、<u>血清総ビリルビン値</u>の項目のうち<u>1項目以上が3点の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの</u>。</p> <p>(イ) 次の項目（a～j）のうち、5項目以上が認められるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 血清総ビリルビン値が5.0 mg/dl以上 b 血中アンモニア濃度が150 µg/dl以上 c 血小板数が50,000/mm³以下 d 原発性肝がん治療の既往 e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往 f 胃食道静脈瘤治療の既往 g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染 h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある <p>イ 等級表2級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh分類の合計点数が<u>10</u>点以上であって、<u>血清アルブミン値</u>、<u>プロトロンビン時間</u>、<u>血清総ビリルビン値</u>の項目のうち<u>1項目以上が3点の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの</u>。</p> <p>(イ) ア(イ)の項目（a～j）のうち、aか</p>

<p>ら gまでの 1つを含む 3項目以上が認められるもの。</p> <p>ウ 等級表 3級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>7</u>点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して 2回以上続くもの。</p> <p>(イ) ア(イ) の項目 (a～j) のうち、aから gまでの 1つを含む 3項目以上が認められるもの。</p> <p>エ 等級表 4級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>7</u>点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して 2回以上続くもの。</p> <p>(イ) ア(イ) の項目 (a～j) のうち、1項目以上が認められるもの。</p> <p>オ 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1級に該当するものとする。</p>	<p>ら gまでの 1つを含む 3項目以上が認められるもの。</p> <p>ウ 等級表 3級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>10</u>点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して 2回以上続くもの。</p> <p>(イ) ア(イ) の項目 (a～j) のうち、aから gまでの 1つを含む 3項目以上が認められるもの。</p> <p>エ 等級表 4級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(ア) Child-Pugh 分類の合計点数が <u>10</u>点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して 2回以上続くもの。</p> <p>(イ) ア(イ) の項目 (a～j) のうち、1項目以上が認められるもの。</p> <p>オ 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1級に該当するものとする。</p>
--	--

肝臓機能障害の認定基準に関する検討会 構成員名簿

坂井田 功 山口大学大学院医学系研究科教授

高見 裕子 国立病院機構九州医療センター消化器センター(肝胆脾外科)科長

田中 純子 広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授

中村 耕三 国立障害者リハビリテーションセンター総長

持田 智 埼玉医科大学 消化器内科・肝臓内科教授

八橋 弘 国立病院機構長崎医療センター 臨床研究センター長

(50音順、敬称略)

肝臓機能障害の認定基準の見直し

具体的な認定基準について

[平成28年4月1日施行]

〔認定対象の拡大〕

- チャイルド・ピュー分類C → 分類Bに拡大

国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の3段階(A・B・C)のうち、これまで認定基準の対象とされていた分類C(10点以上)に加えて、分類B(7点以上)を対象とする。

〔1級・2級の要件の緩和〕

- 日常生活の制限にかかる指標の見直し

(血清アルブミン値、プロトロシビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点以上が2点以上)

(肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロシビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上)

〔再認定の導入〕

- 1年以上5年以内に再認定(チャイルド・ピューフィー分類Bの場合)